

昭和三十九年六月二十六日受領  
答 弁 第 一 〇 号

(質問の 一〇)

内閣衆質四六第一〇号

昭和三十九年六月二十六日

内閣総理大臣 池 田 勇 人

衆議院議長 船 田 中 殿

衆議院議員玉置一徳君提出遺族年金の支給要件緩和に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員玉置一徳君提出遺族年金の支給要件緩和に関する質問に対する答弁書

戦傷病者戦没者遺族等援護法の立法の趣旨及び他の社会保障制度との関連にかんがみ、現行程度の年齢上の制限を緩和することは困難であると考える。

右答弁する。